(自動音声案内「2」を選択を74-3276 は渡税務署 法人課税部門お問い合わせ

欄の「給料・手当等①」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」となった部分の金額を差に非課税となった部分の金額を差に非課税となった部分の金額を差定によって新たに非課税となった定によって新たに非課税となった第分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引ら一括して差し引かれ、その差引ら一括して差し引かれ、その差引きの給与の総額を基にして年末調後の給与の総額を基にして年末調機の「給料・手当等①」欄には、「給

◆おむつ代に係る医療費控除について

を交付している場合には、

支払

既に給与所得の源泉徴収票

欄を訂正するとともに、「摘

注

年

Ó

途に退職した人などに

傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、 所得税や市・県民税の申告の際に医療費控除の対象となります。

初めて控除を受ける方は、医療機関で発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代金の領収書」が必要ですが、2年目以降で介護認定を受けている方は、主治医意見書において一定の要件を満たした場合、市で「おむつ使用証明書」に代わる証明書を交付します。

詳しくは、お問い合わせください。

与所得の源泉徴収票を作成し、

欄に

「再交付」と表示した給

度交付します。

証明書に関するお問い合わせ

市役所高齢福祉課 介護保険係(本庁舎1階) **☎**63-3790 または各支所・行政サービスセンター(介護保険担当)

所得税、市・県民税の申告に関するお問い合わせ

市役所税務課 市民税係(本庁舎1階) ☎63-5110



たに非課税となった部分の金額を

また、源泉徴収簿の

入します。

算根拠および今回の改正により新

◆所得税や市・県民税にかかる 「障害者控除対象者認定書」を交付します

65 歳以上の方で、身体や日常生活の状況などが障がい者と同じ程度であると認められる場合は、身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも、所得税や市・県民税の障害者控除が適用されます。

そのためには、市の認定が必要になります。認定を希望される方は、市役所高齢福祉課または各支所・ 行政サービスセンターの高齢福祉担当窓口で申請してください。

認定書の交付には1週間ほどかかりますので、交付を希望される方は、確定申告等をされる前に早め に申請してください。

なお、申請の際には、印鑑を持参してください。

対象者の目安

- ○年齢が平成 26 年 12 月 31 日現在で 65 歳以上の方
- ○身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方
- ○介護保険の認定を受けている方
- ※なお、審査の結果、対象にならない方もいますので、ご了承ください。
- ※一度認定書の交付を受けた方で、その後、状態に変わりのない方は、以前交付された認定書をそのまま使用することができます。申告相談窓口で認定書を提示し、状態に変わりがないことをお伝えください。

認定書申請に関するお問い合わせ

市役所高齢福祉課 高齢福祉係(本庁舎1階) **2**63-3790 または各支所・行政サービスセンター(高齢福祉担当)

所得税、市・県民税の申告に関するお問い合わせ

市役所税務課 市民税係(本庁舎1階) ☎63-5110

